令和5年度集団指導

紀の川市福祉部高齢介護課 令和6年3月15日(金)

目次

運営指導における主な指導内容と留意点 令和6年度介護報酬改定の主な事項について ケアプランデータ連携システムの活用について 事業所の変更届等に係る厚生労働大臣が定める様式 ケアプラン点検について (別資料で説明) その他

運営指導における主な指導内容と留意点

指導内容等

ア 介護サービスの実施状況指導

利用者1人ひとりが受けた個別のサービスの質及びサービス提供の基礎である施設設

備を確認する。

イ 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

令和5年度 居宅介護支援事業所 6事業所 地域密着型通所介護 4事業所 認知症対応型共同生活介護 4事業所

上記について、基準等への適合性に関し、自己点検を励行するものとし、介護サービスの 質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目及び標準的 な確認文書に基づき確認する。

運営指導における主な指導内容と留意点 (共通)

指導内容

受給資格の確認

介護サービス事業者及び介護支援(予防)事業所は、各介護サービス又は介護(予防)支援 の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護 認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとするとされています。

また、負担割合証の負担区分もあわせて確認してください。

紀の川市管内において、確認漏れのため給付請求誤り等の事案が発生しています。

そのため、最低1月ごとに必ず確認し、確認したことを記録してください。

上記について令和3年度・令和4年度の集団指導でも同様の指摘をしています。必ず行ってください。

運営指導における主な指導内容と留意点 (居宅介護支援)

指導内容

①担当者に対する個別サービス計画の交付と提出依頼等(基準第13条第11号及び第12号)

サービス提供事業所の担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の連動性や整合性について確認しなければなりません。

これは、居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが目的です。

提出された居宅介護支援経過等に個別サービス計画書の交付や提出を求めた記録、整合性等を確認した記録がない事例がありましたので、必ず整合性を確認して、記録をしてください。

なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行ってください。その場合も必ず支援経過に記録してください。

運営指導における主な指導内容と留意点 (居宅介護支援)

指導内容

②指定居宅介護支援の具体的取扱方針:

居宅サービス計画の届出・厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(基準第13条18の2号)

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければなりません。

市は、和歌山県国民健康保険団体連合会からの情報提供により確認していますが、居宅サービス計画に訪問介護を位置付けしたときに上記の回数を超える場合は、必ず届出を行ってください。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

運営指導における主な指導内容と留意点 (居宅介護支援)

指導内容

③苦情処理の体制(基準第26条)(市基準条例第4条)

指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は<u>自らが居宅サービス計</u> 画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適 切に対応しなければなりません。

位置づけた介護サービス事業者に対する苦情についても記録し、保存(完結の日から5年間)してください。

この場合に、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の事業所に対する苦情等が居宅支援経過に記載されていることが見受けられましたが、事業所内での情報共有を図り、また再発防止や更なるトラブルに発展することを防ぐための対策を講じるようにし、運営指導時の提出様式等にも記録しておいてください。

運営指導における主な指導内容と留意点 (地域密着型サービス)

指導内容

①非常災害対策(基準第32条)

指定地域密着型サービス事業者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く)は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

また、その訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

別添のとおり、市では、令和5年12月1日付5紀高介発第22002号により紀の川市内の消防団に対して、事業所から消防訓練の参加依頼があった際には、協力いただくように依頼していますので、地元消防団に働きかけをおこなってください。 資料①

運営指導における主な指導内容と留意点 (地域密着型サービス)

指導内容

②地域との連携(基準第34条)

運営推進会議は、事業所が、利用者、利用者の家族、地域の住民の方々及び市町村の職員等に対して、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスを提供することで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。

令和5年5月8日以降は必ず対面もしくはオンラインでの実施が求められています。

今回、事業所が運営推進会議を進めるための指針を別途「地域密着型サービス事業所の運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について」をまとめました。資料②

令和6年度以降も計画的に運営推進会議(介護・医療連携推進会議)を実施してください。

令和6年度報酬改定の主な事項について 詳細は、別添の厚生労働省の通知をご確認ください 資料3 (居宅介護支援)

居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

概要

【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けること に伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定 を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合(指定居宅 介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理 に支障がないときに限る。)には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

令和6年度報酬改定の主な事項について

詳細は、別添の厚生労働省の通知をご確認ください 資料3

(居宅介護支援)

単位数・算定要件等

<現行> 介護予防支援費 438単位 なし

<改定後>

介護予防支援費<u>(I)</u> 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費<u>(II)</u> 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし

特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし

中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

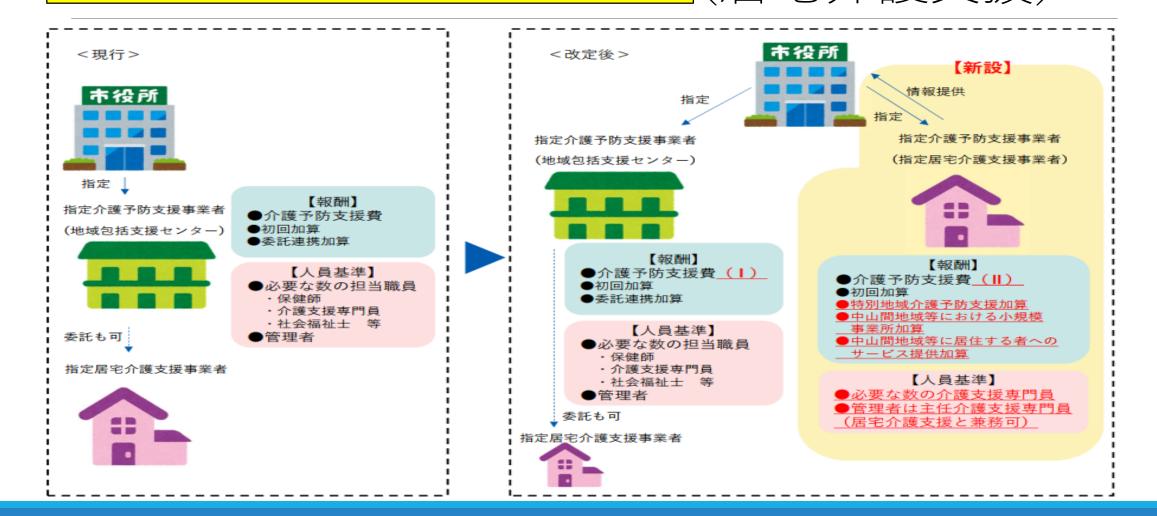
※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を 越えて、指定介護予防支援を行った場合 介護予防支援費

令和6年度報酬改定の主な事項について 詳細は、別添の厚生労働省の通知をご確認ください 資料3 (居宅介護支援)



<u>令和6年4月1日施行省令改正に伴う</u> 介護予防支援指定に係る事務手続き案内等 (居宅介護支援)

- ①介護予防支援の指定申請書の記載又は書類の提出の省略
 - 令和6年3月4日付の意向調査で「指定」と回答した場合は、省略する。その際、「受入れなし」と回答したが、介護予防支援の指定を希望する場合は、指定申請書の提出が必要となります。
- ②加算取得に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出
 - 介護予防支援の指定を受ける事業所は、介護予防支援の加算の有無に関わらず、前月の15日までに届出が必要となります。ただし、令和6年4月以降の様式が厚生労働省から提示されていないため、通知があれば、メールでお知らせします。

<u>令和6年4月1日施行省令改正に伴う</u> 介護予防支援指定に係る事務手続き案内等 (居宅介護支援)

③介護予防サービス計画作成(変更)届出の提出及び注意事項に ついて

- 令和6年3月31日まで紀の川市地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を策定していた事業所について、令和6年4月1日以降、「指定」により指定介護予防支援を行う場合は、介護予防サービス計画作成(変更)届出書(様式1)の提出が必要です。令和6年4月1日又は、それまでに提出してください。
- また、令和6年3月31日まで要支援の認定を受けた被保険者の介護保険被保険者 証には、指定介護予防支援の提供に関わらず「紀の川市地域包括支援センター」の 記載があります。そのため、紀の川市地域包括支援センターが関わっている利用者 かどうかが判別しにくい状態となっています。指定介護予防支援を提供する場合は、 紀の川市地域包括支援センターと連携を行ってください。

令和6年度報酬改定の主な事項について

詳細は、別添の厚生労働省の通知をご確認ください 資料3

(共通)

業務継続計画の策定・感染症対策・高齢者の虐待防止措置について

令和3年度介護報酬改定に伴う業務継続計画(BCP)その他の措置状況について

アンケートを実施した結果、資料4のとおりの回答となっていました。

令和6年度介護報酬改定の告示内容は、下記の通りとなっています。

感染症や災害への対応力向上

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

告示改正

■ 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。<経過措置1年間(※)>

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

【単位数】

業務継続計画未策定減算

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(新設) その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

(※) 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

【算定要件】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

令和6年度報酬改定の主な概要

詳細は、別添の厚生労働省の通知をご確認ください 資料3

(共通)

令和6年度介護報酬改定に伴う、告示内容について

高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止の推進

告示改正

■ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が 講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

【単位数】

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

【算定要件】

虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を 定めること)が講じられていない場合

※福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。

高齢者虐待等防止措置がわかる書類の提出 (共通)

高齢者虐待防止の推進

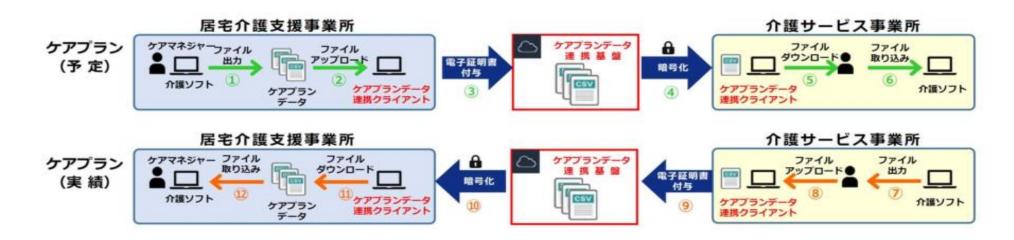
- 委員会の開催(令和5年度記録又は令和6年度予定)
- ・指針の整備
- 研修の実施(令和5年度記録又は令和6年度予定)
- 担当者がわかる書類

提出期限:令和6年4月5日 提出がない場合は、減算となる場合があります。

ケアプランデータ連携システムの活用について

「ケアプランデータ連携システム」とは… 資料5

・居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報(予定・実績)をデータ連携するシステムです。



ケアプラン(提供票)をデータで送受信できるようになるため、 業務の負担軽減に繋がります。

ケアプランデータ連携システムの活用について

和歌山県内の利用状況

紀の川市内では、11事業所が利用しています。

(参考) 全国の利用状況

7 1 事業所

約8,100 事業所

※2023年10月5日現在

利用している事業所は、WAMNETで確認できます。

https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top -

データのやり取りを行うためには、**送信側・受信側双方の事業所**が 本システムに利用登録する必要があります。

多くの事業所で利用されることで、その効果がさらに高まりますので 本システムの利用について、前向きにご検討ください。

ケアプランデータ連携システムの活用について

事前のご確認



パソコン

OS: Windows 10 または Windows 11 (最新の Windows Update を適用していること) 推奨モニター解像度: 1366×768ピクセル以上



ソフトウェア

ブラウザ:Microsoft Edge または Google Chrome PDF ビューアー:Adobe Acrobat Reader 推奨

よくある質問

- Q. ケアプランデータ連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか?
- A. 標準仕様に対応した介護ソフトの導入、クライアントソフトと電子証明書のインストール、システム利用申請が必要です。詳細は公式サポートサイト「ケアプランデータ連携システム導入フロー」をご参照ください。
- Q. ライセンス料はいくらでしょうか?
- A. 1事業所番号ごとに年間21,000円(税込)で、1年ごとに更新申請いただく必要があります。
- Q. データ連携できる事業所を教えてください。
- A. 福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET (ワムネット)」より検索することができます。 https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top

公式サイト

詳しいご説明を掲載したサイトをご用意。 使用開始までの手順などを動画つきで解説しています。



ケアプラン ヘルプデスク 検索



https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html

電話でのお問い合わせ

TEL 0120-584-708

受付時間 9:00~17:00(±8枚8は除く) 年末年始(12月29日~1月3日)は、お休みさせていただきます。



2023.09

介護をつなぐ。心をつなげる。

ケアプラン データ連携システム



ケアプランのやりとりを、 ・・・・・・・・・・・ 紙からデジタルへ。

公益社団法人 国民健康保険中央会



ケアプランデータ連携システムの活用について (令和6年1月30付介護保険最新情報vol1204) ^{資料6}

【シュミュレーションツールの概要】

国民健康保険中央会から情報提供



シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入することで得られる効果を簡単に調べることができるツールをご用意しました。

たった5つの数値を入力するだけで、システム導入後の費用対効果をシミュレーションできます。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しているため、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値となっています。



- 30秒で費用対効果を簡単診断
- 削減できる金額・時間が数値で見える化
- 事業所ごとの数値シミュレーションが可能

事業所の変更届等に係る厚生労働大臣が定める様式 資料7 (共涌)

介護保険法施行規則の既定に基づき厚生労働大臣が定める様式において、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式が示されました。

- 1 施行日 令和6年4月1日
- 2 介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式名等【別紙1】のとおり
- 3 様式に関する留意事項は資料7を確認してください。
 - ※各種申請等に必要な書類は、ホームページにてチェックリストが示されています。
- 4 様式の掲載場所 厚生労働省ホームページ 「指定申請等のウェブ入力・電子申請について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html

変更届を提出する場合は、上記のホームページの様式を利用してください。

その他

ハローライト(見守り)事業について (高齢者福祉班) 資料8

ふれあい収集について (廃棄物対策課) 資料9

ご清聴ありがとうございました